

○ 普通地域の届出不要行為

自然公園法第33条第1項の対象行為		自然公園法施行規則第15条（普通地域内における許可又は届出を要しない行為）第1項に定める法第33条第7項第5号に規定する環境省令で定める行為
※特別地域に準ずる行為	1	第12条第1号から第10号の15まで、第19号から第22号まで、第23号から第26号の2の2まで、第28号、第29号若しくは第29号の31から第29号の37までに掲げる行為又は第13条の3第2号から第4号まで、第6号、第9号、第11号、第12号若しくは第27号に掲げる行為（第13条に定める海浜公園地区に係る規定は除く）
第1号 工作物の新築、改築又は増築	1(1)	溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
	1(2)	門、生垣、その高さが3m以下であり、かつ、その水平投影面積が30㎡以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
	1(3)	社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
	1(4)	道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20m以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が1,000㎡以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000㎡以下であるものに限る。）
	1(5)	ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
	1(6)	法第20条第3項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
	1(6の2)	河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
	1(6の3)	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水道を改築し、又は増築すること。
	1(7)	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットフォーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
	1(7の2)	漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総t数10t以上20t未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
	1(8)	信号機、防護柵、土留よ壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。
	1(9)	文化財保護法第115条第1項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
	1(10)	道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。
	1(10の2)	宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
	1(10の3)	野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。
	1(10の4)	測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
	1(10の5)	境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。
	1(10の6)	受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。
	1(10の7)	電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないもの限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2m以下であるものに限る。）すること。
	1(10の8)	既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。
	1(10の9)	既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。
	1(10の10)	変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。
	1(10の11)	支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。
	1(10の12)	野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3mを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20m以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。
	1(10の13)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条及び第13条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。
	1(10の14)	環境大臣が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色及び形態が、国立公園又は国定公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。
	1(10の15)	国立公園にあつては環境省、国定公園にあつては都道府県が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3m以下であり、かつ、その水平投影面積が3㎡以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。
	2	農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条第2号に規定する特殊索道のうち滑走式のものを新築し、改築し、又は増築すること。

○ 普通地域の届出不要行為

自然公園法第33条第1項の対象行為		自然公園法施行規則第15条（普通地域内における許可又は届出を要しない行為）第1項に定める法第33条第7項第5号に規定する環境省令で定める行為	
第2号	水位、水量の増減	1 (21)	宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
		1 (22)	特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
第3号	広告物の設置	1 (23)	地表から2.5m以下の高さで、広告物等の建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。
		1 (24)	法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
		1 (25)	鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
		1 (26)	森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。
		1 (26の2)	漁港漁場整備法第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
		1 (26の2の2)	特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
		3	地表から1m以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1㎡以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5㎡以下の場合に限る。）。
第4号	水面の埋立、干拓	4	宅地内の池沼等を埋め立てること。
		5	土地改良法第2条第2項各号に掲げる土地改良に関する事業（同項第4号に掲げるものを除く。）として池沼等を埋め立てること。
第5号	鉱物の掘採、土石の採取	1 (19)	土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
		1 (20)	道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20m以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。
第6号 第7号	土地の形状変更 海底の形状変更	6	宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
		7	露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
		8	鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が200㎡（海底にあつては100㎡）を超えず、かつ、高さが5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
		9	宅地内の土地の形状を変更すること。
		10	工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
		11	文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
		12	土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
		13	養浜のために土地の形状を変更すること。
		14	土地又は海底の形状を変更することであつて面積が200㎡（海底にあつては100㎡）を超えず、かつ、高さが5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
		15	魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

○ 普通地域の届出不要行為

<p>自然公園法第33条第1項の対象行為</p>		<p>自然公園法施行規則第15条（普通地域内における許可又は届出を要しない行為）第1項に定める法第33条第7項第5号に規定する環境省令で定める行為</p>
<p>全般</p>	<p>1 (28)</p>	<p>都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが1.3mを超え、又は水平投影面積が1,000㎡を超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが1.3mを超え、又は水平投影面積が1,000㎡を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。</p>
	<p>1 (29)</p>	<p>前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為</p>
	<p>1 (29の31)</p>	<p>公園管理団体が行う法第50条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものを行うこと。</p>
	<p>1 (29の32)</p>	<p>国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。</p>
	<p>1 (29の33)</p>	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（次条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。</p>
	<p>1 (29の34)</p>	<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。</p>
	<p>1 (29の35)</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。</p>
	<p>1 (29の36)</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、国立公園にあつては環境大臣の許可、国定公園にあつては都道府県知事の許可に係る行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。</p>
	<p>1 (29の37)</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。</p>
	<p>16</p>	<p>道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間 ロ 風景の維持のために行われる措置の内容 ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限 ニ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に通知する旨
	<p>17</p>	<p>前各号に掲げる行為に付帯する行為</p>
	<p>18</p>	<p>前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為</p>